

平成26年12月1日

平成27年1月1日から出産育児一時金等の支給額が見直されます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第365号)が平成26年11月19日  
公布され、平成27年1月1日から出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額が見直され  
ますので、経過を含め、お知らせします。

- 1 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額は、平成21年1月からの産科医療  
補償制度の創設に伴い、従来の1児につき35万円から3万円引き上げられ38万円と  
なりました。
- 2 緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月31日までの  
出産については4万円引き上げられ、1児につき42万円(在胎週数が22週に達して  
いないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は39万円)となりました。
- 3 平成23年4月1日以降の出産についても、医療機関等の窓口での負担軽減を図るた  
め、引き続き同額(42万円又は39万円)が支給されることになりました。
- 4 平成27年1月1日以降の出産について、産科医療補償制度の掛金(3万円 1.6  
万円)等の見直しを踏まえ、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額を現行の  
39万円から40.4万円に引き上げられます。

これにより、掛金を含めた出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額は現行と  
同様の42万円を維持することになります。

#### 産科医療補償制度

産科医療補償制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分  
娩に係る医療事故により重度の脳性麻痺(特定出産事故)となった子及びその家族  
の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事  
故の防止に資する情報を提供することなどにより紛争の防止・早期解決及び産科医  
療の質の向上を図ることを目的としています。

なお、補償対象となる場合は、次のいずれかに該当する重度の脳性麻痺児です。

- 1 身体障害者障害程度等級1級・2級相当になった者
- 2 在胎週数33週以上であり、かつ、体重が2000g以上であること
- 3 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - (1) 低酸素状態が継続して、臍動脈血中のPHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - (2) 胎児心拍数モニターが示す情報に当初異常が認められなかったが、その後低酸素状態が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次の～までのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合
    - ―― 突発性で持続する徐脈
    - ―― 子宮収縮の50%以上に出現する遅発 過性徐脈
    - ―― 子宮収縮の50%以上に出現する変動 過性徐脈

通常の妊娠・分娩にも関わらず上記に掲げる状態となった者またはその子の保護者に対して補償されますが、補償の水準としては、一時金として600万円、分割金として20年にわたり2400万円の計3000万円です。

妊産婦が産科医療補償制度へ加入するには、運営組織（公益財団法人日本医療機能評価機構）へ登録した分娩機関において出産することで自動的に加入することになり、妊娠22週を経過した時点で分娩機関は妊産婦に登録証を交付することになります。

保険料は胎児ごとに出産育児一時金に加算される額（3万円。平成27年1月1日から1.6万円）を限度に被保険者に代わって分娩機関が保険料を支払います。

なお、妊娠22週未満の妊産婦の場合は、保険料を支払うことはありません。

補償対象基準は、現行基準を示しており、アンダーラインの部分については、平成27年1月以降の分娩より改定される予定です。